

2018年1月9日 全8頁

2018年以降の制度改革予定（税制編）

金融調査部
研究員 是枝 俊悟
主任研究員 金本 悠希

[要約]

- 2018年にも様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち税制に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。
- 所得税については、2018年1月に配偶者控除・配偶者特別控除が改正されるのを端緒に、高所得者の控除を逡減・消失させる改革がスタートする。2019年10月の消費税率引上げの有無の首相の最終決断は2018年末ごろが想定される。たばこや「第三のビール」等の段階的な増税は当面10月に行われ、「10月」はサラリーマンにとってつらい月になるかもしれない。
- 相続税は、2018年4月1日から、事業承継税制が大幅に改正され利用しやすくなる反面、一般社団法人等への贈与や小規模宅地等の特例を活用した租税回避にはメスが入る。
- 法人税は、2018年4月1日から租税特別措置の適用要件が大きく変わり、租特の適用の有無により実効税率が大きく変わることになる。国際課税については、BEPS プロジェクトの進行により、国際的な租税回避包囲網が出来上がりつつある。

はじめに

2018年にも様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち税制をめぐる主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2018 年以降の制度改正（税制関連）

2018 年以降に予定／予想される主な制度改正のうち、税制に関連する事項を年表形式でまとめたのが次の図表 1～3 である。

図表 1 主な制度改正の見通し（税制関連・2018 年）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
2018 年		
1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継税制における雇用維持要件等を緩和（予定） ・ 配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件が改正（所得税） ・ 確定拠出年金の拠出限度額が月単位から年単位に変更 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意での預貯金口座へのマイナンバーの紐付けが開始 ・ つみたて NISA の運用開始 	
～3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30（2018）年度税制改正法成立見込み 	
4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継税制の特例制度（全株・税額全額の納税猶予、複数人への承継、等）の導入（予定） ・ 相続税の小規模宅地等の特例適用要件を厳格化（予定） ・ 親族等が実質支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に課税強化（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得拡大促進税制の見直し（予定） ・ 情報連携投資等促進税制の創設（臨時措置法の施行日より実施予定） ・ 法人税率が 23.4%→23.2%に引下げ ・ 欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%） ・ 欠損金繰越期間の延長（9 年→10 年） ・ 外国子会社合算税制が改正
4 月 2 日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国別報告書の初回提出期限
4 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通報告基準（CRS）に基づいた外国口座情報の税務署への初回提出 	
10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ税の増税（全 3 回のうち 1 回目）（予定） 	
12 月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年 10 月の消費税増税実施の最終判断？ 	
12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年のマイナンバー導入前に口座開設した既存の証券口座等のマイナンバーの告知経過措置の終了 	

（注）（予定）…自由民主党・公明党「平成 30 年度税制改正大綱」（平成 29 年 12 月 14 日）等によるもの。
 ?…公表、発言、報道などの「予定」を踏まえた場合に想定される事項、時期。**太字**…「2. 事項解説」で取り上げている項目。法人税関連は、原則として記載日以後の事業年度より適用（図表 2・図表 3 も同じ）。
 （出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 主な制度改正の見通し（税制関連・2019～2021年）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
2019年		
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施（予定） ・NISA満期時ロールオーバーの初回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設（PE）の定義が改正（予定）
1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光旅客税（仮称）を導入（予定） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等で所得税の確定申告手続きが可能に（予定） 	
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・請負工事等に係る消費税の経過措置の適用期限（3月末までの契約成立であれば受渡しが10月以後となっても税率8%） ・教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の適用期限 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制の上乗せ部分の適用期限
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除・配偶者特別控除の改正による住民税特別徴収額の改正施行（予定） 	
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引上げ（8%→10%）、軽減税率の導入 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方法人特別税の廃止、地方法人税率の引上げ ・地方税の共通電子納税システム（共同収納）の導入（予定）
2020年		
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し（所得税）（予定） ・投資信託等の外国税額控除の見直し（予定） 	
4月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・大法人について、法人税・消費税の電子申告を義務付け（予定）
9月30日		<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の仕入れ税率経過措置（中小企業のみ）の適用期限
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税の税率改正（全3回のうち1回目） ・たばこ税の増税（全3回のうち2回目）（予定） 	
10月～	<ul style="list-style-type: none"> ・年末調整における会社への提出書類の電子化（生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除）（予定） 	
2021年		
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の総額表示義務の特例の適用期限 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直しによる住民税特別徴収額の改正施行（予定） 	
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税の増税（全3回のうち3回目）（予定） 	
12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン減税の適用期限 	

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 主な制度改正の見通し（税制関連・2022年以後）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
2022年以後		
2023年 10月1日	・酒税の税率改正（全3回のうち2回目）	
2023年 12月31日	・一般NISA、ジュニアNISAの新規投資期間が終了	
2024年 6月	・個人住民税均等割に森林環境税（仮称）を導入（予定）	
2026年 10月1日	・酒税の税率改正（全3回のうち3回目）	

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) 個人所得課税—所得再分配のため、高所得者の控除を逡減・消失

2018年1月から所得税の配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件が改正される。

給与所得者の配偶者について配偶者特別控除が適用できる所得の上限は引上げられるが（給与収入換算で141万円未満→201.6万円未満）、給与所得者本人の合計所得金額が900万円（給与収入で1,120万円）を超えると配偶者控除・配偶者特別控除の控除額は縮減され、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入で1,220万円）を超えると配偶者控除・配偶者特別控除は適用されなくなる。高所得者については扶養すべき配偶者がいることによる税負担の軽減は行われなくなるのである¹。

高所得者に対する控除の逡減・消失はこれに留まらず、次は2020年1月に基礎控除と公的年金等控除の逡減・消失が行われる予定だ。

戦後の日本の所得税では、世帯類型や納税者個人の特性に対する税負担の調整については、主に「所得控除」によって行ってきた。しかし、所得控除については適用される税率が高い高所得者ほど実質的な税負担軽減のメリットが大きい面があり、所得税の再分配機能を回復する観点から、近年、改革を求められていた。

このため、政府の税制調査会等により改革案の検討が行われ「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」も検討されたが、『ゼロ税率方式』や『税額控除方式』は、所得再分配機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方式から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねな

¹ 配偶者控除の改正については、是枝俊悟「配偶者特別控除の拡大では就労促進効果は乏しい」（大和総研レポート、2016年12月2日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161202_011460.html

いことから、『逡減・消失型の所得控除方式』を採用する²こととなった。

(2) 消費税—今度こそ税率引上げか、最終決断は 2018 年末？

消費税率の 8%から 10%への引上げは、当初は 2015 年 10 月実施予定だったものが、まず 2017 年 4 月に先送りされ、さらに 2019 年 10 月に先送りされて現在に至る。

今回の消費税増税は、税率の引上げ幅は 2014 年 4 月のときより小さく (3%pt でなく 2%pt)、かつ食料品等には軽減税率が適用され税率が現状維持となるため、消費者への影響は比較的小さなものとなるだろう。他方で、企業の経理事務への影響は前回よりも格段に大きくなることが予想される。

食料品等を扱う小売店・飲食店等が税率の異なる商品を管理することになるのはもちろんだが、食料品等の販売を行わない企業においても、新聞の購読料や接待・贈答のための食料品などの「仕入れ」には軽減税率が適用されるため、ほぼ全ての企業に複数税率への対応が求められるだろう。

請負契約に関しては、2019 年 3 月 31 日までに契約が成立していれば受渡しが 2019 年 10 月 1 日以後になっても旧税率 (8%) を適用する経過措置が適用される。前回の消費税率引上げ時と同様に、注文住宅など消費者向けの額が大きい取引については 3 月 31 日までを目指した「駆け込み契約」も生じるかもしれない³。

次こそ予定通り税率引上げが行われるのか、3 度先送りされることとなるのかに関心が集まるところだが、2018 年 12 月末に与党の「平成 31 年度税制改正大綱」が決定されるまでに、最終決断が下されるものと想定される。

(3) 酒税・たばこ税—サラリーマンにとって「10 月」がづらい月に？

たばこ税 (紙巻たばこ、以下同じ) は、まず、2018 年 10 月に 1 回目の税率引上げが行われ、その後、2020 年 10 月、2021 年 10 月と 3 段階の税率引上げが行われる予定である。2019 年 10 月にはたばこ税の引上げは行われませんが、消費税率引上げ分の価格改定は行われることになるだろう。すなわち、今後 4 年間、「10 月」がたばこ価格が引上げられる月になる。

酒税については、全体として「税込中立」(増税分と減税分を合わせると総税込額が変わらない改正を行う) とされているが、税率・価格の低い「第三のビール」の税率が引上げられることとなるため、これらの商品を購入している者にとっては負担感が重い改正となる。

² 自由民主党・公明党「平成 30 年度税制改正大綱」(平成 29 年 12 月 14 日)(以下、大綱)より引用。

³ 消費税の引上げに係る経過措置等については、小林章子「消費税増税再延期で他制度はどう変わるか」(大和総研レポート、2016 年 9 月 23 日)を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160923_011273.html

「第三のビール」は2020年10月に1回目の税率引き上げが行われ、その後、2023年10月、2026年10月と3段階の税率引き上げが行われ、ビール・発泡酒と税率が統一されることとなる。他方、ビールについては2020年10月、2023年10月、2026年10月の3段階で税率が引下げられる。

くしくも、酒とたばこの税率改正の時期が、当面「10月」に集中する。酒やたばこを嗜む人にとっては「10月」が嫌な月になるかもしれない。

(4) 相続税—中小企業オーナーに節税対策よりも事業の円滑な引き継ぎを促す

相続税では事業承継税制について、大規模な改正が予定されている。現在、相続税の納税猶予の対象となるのは発行済株式の3分の2まで、かつ、評価額の80%相当額に限られている。これが2018年4月1日から5年以内に特例認定を受けた会社については、発行済株式の全株、かつ、評価額の全額について贈与税・相続税の納税猶予が受けられるようになる予定である。すなわち、中小企業の未上場株式について、事業を継続する限り相続税を課さないということになる。

これまで日本の相続税は、格差是正の観点から未上場株式の相続においても応分の相続税負担を求めてきたが、少子高齢化で事業承継が困難になりつつある中で、事業承継を優先させて地域の雇用を維持・拡大させていく方向に転換するものと言えるだろう。

他方で、事実上親族等で支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に対する課税が強化され、相続直前に貸付用不動産を購入した場合等について小規模宅地等の特例を適用除外にするなど、租税回避策に対してはメスが入られる。

制度が改正されれば中小企業オーナーが採るべき事業承継対策は大きく変わってくるだろう。事業承継税制の特例を受けられれば贈与税や相続税は課されないわけだから、自社株評価を引下げるために、利益や配当などを調整したり、退職金を支払うことで純資産を圧縮させたりする必要はなくなる。他方、最大3人までの承継者に事業承継税制が適用できるようになるため、親族等の中で誰にどのように自社株式を配分するか自由度は拡大することとなる。もっとも、これらの特例は10年間の時限措置であるため、特例の適用を受けられるうちに自社株の生前贈与を計画する必要がある。

節税対策よりも、どのようにしてビジネスを円滑に引き継ぎ自社株の生前贈与を行うかに、中小企業オーナーの関心を向けさせる制度改正となっている。

(5) 法人税—租特を適用できるか否かで実効税率が大きく変わることに

法人税については、賃上げと生産性向上を実現するための租税特別措置（租特）の見直しが行われる。所得拡大促進税制・研究開発税制・地域未来投資促進税制の要件等が見直され、新たに情報連携投資等促進税制が創設される予定だ。これら4つの生産性向上に関連する租特（生産性4租特）により、最大で法人税額の90%の税額控除が可能となる。

2016年度の税制改正により、2018年度から法定実効税率（標準税率による、以下同じ）は29.74%に引下げられる。制度改正後の所得拡大促進税制と情報連携投資等促進税制を最大限活用した場合、これらを考慮した実効税率は20.39%となり、OECDやアジア諸国等と十分競争できる水準になる。もし仮に生産性4租特をフル活用できたとすると、実効税率は8.70%まで下がることとなる。租特の適用の有無によって実効税率が大きく変わってくるのである⁴。

2016年度までは法人税は租特の見直しによる課税ベースを拡大する一方で法人税率そのものは引下げていく改革が進められていた。だが、2018年度の改正では、法人税率そのものを引下げるよりも、企業に政策目的に沿った行動を促すための租特の改正に重点が置かれた。

次の焦点は、2019年3月末に期限切れとなる研究開発税制の上乗せ措置である。2017年度の税制改正では売上高試験研究費率に応じて税額控除率が増減する仕組みが導入されたが、次の改正ではその増減幅がさらに拡大される可能性も考えられる。

(6) 国際課税—BEPS プロジェクトの進行で、強まる租税回避包囲網

OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを受け、2016年度の税制改正で多国籍企業情報の報告制度が整備された。2017年4月から、総収入が1,000億円以上の多国籍企業グループは、グループの概要を記載した「マスターファイル」と、各国別の所得や納税額の配分等を記載した「国別報告書」等の作成が義務付けられ、対象企業は準備を進めている。2018年4月2日が初回提出期限となっている⁵。

2018年4月から、外国子会社合算税制が抜本改正される。外国子会社所得の合算の有無について、トリガー税率を超えるか否かではなく、所得の性質に応じて判定するようになる。このため、現行の「トリガー税率」（20%）以上の税負担率であったとしても、ペーパーカンパニー等の所得は合算対象になる。もっとも、ペーパーカンパニー等を除いては20%以上の税負担率である場合に外国子会社合算税制の対象外となる点は変わらない。2018年4月からの改正の中では、20%未満の国における合算対象所得の範囲の改正が、比較的大きな影響がありそうだ⁶。

2019年1月から、恒久的施設（PE）の定義が改正される。PEとは、事業を行う一定の場所（支店等）をいう。外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない（「PEなければ課税なし」）。近年、進出先国において、PEに該当しない形態で事業を行うことでPE認定を人為的に回避するケースが現れており、2017年

⁴ 生産性4租特の見直しとこれらを考慮した実効税率についての詳細は、是枝俊悟「法人税改正で3%賃上げは実現するか」（大和総研レポート、2017年12月21日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171221_012593.html

⁵ 国別報告書、マスターファイル等についての詳細は、金本悠希「移転価格税制に関する文書化制度の改正」（大和総研レポート、2016年7月6日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160706_011046.html

⁶ 外国子会社合算税制の見直しについての詳細は、金本悠希「税制改正大綱—外国子会社合算税制の見直し」（大和総研レポート、2016年12月16日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161216_011511.html

12月に、OECDが策定するモデル租税条約が改訂された。この改訂を踏まえ、わが国の法人税法等におけるPEの定義も見直される。外国企業が日本で事業を行う際の形態に影響を与える可能性がある。

BEPSプロジェクトに沿った税制改正は今後も予想され、過大支払利子税制の改正、無形資産の移転価格ルールの見直しや租税回避行為を行う場合の義務的開示制度の導入などが検討される見通しである。

また、2018年9月までには、CRS（共通報告基準）に基づいて日本の居住者の外国口座情報が外国の税務当局から日本の税務当局へ提供され始める。各国の税務当局は外国法人・非居住者の口座情報を金融機関から集め、居住地国の税務当局に送り合う。国際的租税回避への包囲網が出来上がりつつある⁷。

【以上】

⁷ CRSについての詳細は、金本悠希「金融口座情報の各国税務当局間の交換制度」（大和総研レポート、2017年4月14日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170414_011906.html